

2 略

3 第1項で規定するあゆ友釣りにおいてリールを使用できる区域は次の区域とする。

<u>根尾川大橋から上流山口用水堰堤下流端から下流270メートル下流まで（組合が定めて公表する期間）</u>
東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤までと板屋谷川の東谷川との合流から上流跡路橋まで
西谷川の長島放水口から上流能郷堰堤まで

第5条 略

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
根尾川の下座倉堰堤（第5床固）下流端から上流50メートルまでの区域	<u>4月1日から6月第3土曜日迄</u>	全魚種
根尾川の下磯東堰堤（第6床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の海老堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の数屋西堰堤（第7床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の高屋西堰堤（第8床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の山口用水堰堤上流端から上流90メートル、下流端から下流270メートル	〃	〃

2 略

3 第1項で規定するあゆ友釣りにおいてリールを使用できる区域は次の区域とする。

東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤までと板屋谷川の東谷川との合流から上流跡路橋まで
西谷川の長島放水口から上流能郷堰堤まで

第5条 略

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
根尾川の下座倉堰堤（第5床固）下流端から上流50メートルまでの区域	<u>4月1日から5月31日迄</u>	全魚種
根尾川の下磯東堰堤（第6床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の海老堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の数屋西堰堤（第7床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の高屋西堰堤（第8床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃
根尾川の山口用水堰堤上流端から90メートル、下流端から下流270メートル	<u>4月1日から6月30日迄</u>	〃

遊漁者を誘客するため、あゆ友釣りにおいて、リールを使用できる区域を追加

あゆの遡上期間が延びていることから、禁止期間を延長

ルの区域			ルの間			漁業権魚種の保護のため、禁止区域を追加
根尾川の赤石堰堤上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃	根尾川の赤石堰堤上・下流50メートルまでの区域	4月1日から6月15日迄	〃	
根尾川の神海堰堤上・下流各50メートルまでの区域	〃	〃	根尾川の神海堰堤上・下流50メートルまでの区域	〃	〃	
<u>根尾川の大野橋上流堰堤(第4床固)下流端から上・下流各50メートルまでの区域</u>	〃	〃				
<u>根尾川の更地堰堤(第3床固)下流端から上・下流各50メートルまでの区域</u>	〃	〃				
根尾川の金原発電所堰堤上流110メートル・下流600メートルまでの区域	4月1日から9月30日迄	〃	根尾川の金原発電所堰堤上流110メートル・下流600メートルまでの区域	4月1日から9月30日迄	〃	
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と本巢市神海を結ぶ中部電力高圧線上流100メートル・下流50メートル区間	1月1日から12月31日迄	〃	根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と本巢市神海を結ぶ中部電力高圧線上流100メートル・下流50メートル区間	1月1日から12月31日迄	〃	
明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖までの区域	〃	〃	明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖までの区域	〃	〃	
瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋までの間	9月1日から10月31日迄	〃	瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋までの間	9月1日から10月31日迄	〃	
根尾川の黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日から5月31日迄	〃	根尾川の黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日から5月31日迄	〃	
根尾川のタカの巣禁漁区標識より上・下流各100メートルの区域	〃	〃	根尾川のタカの巣禁漁区標識より上・下流100メートルの区域	〃	〃	
三水川の三水橋から下流稻荷橋までの区域	12月1日から5月31日迄 (網のみ禁止)	〃	三水川の三水橋から下流稻荷橋までの区域	12月1日から5月31日迄 (網のみ禁止)	〃	
瑞穂市大月藤森25-1地先から同中宮江東379-1地先までの区域	9月15日から10月31日迄	〃	瑞穂市大月藤森25-1地先から同中宮江東379-1地先までの区域	9月15日から10月31日迄	〃	

	(網のみ禁止)	
糸貫川モレラ岐阜前の都築橋から下流全域の区域	1月1日から1月31日迄 (網のみ禁止)	〃
本巣市下真桑 1415-1 地先から真正町民センター西のひ門まで760メートルの区域	〃	〃
小鹿谷 (東谷川との合流点から上流全域)	1月1日から1月31日迄	〃

	(網のみ禁止)	
糸貫川モレラ岐阜前の都築橋から下流全域の区域	1月1日から1月31日迄 (網のみ禁止)	〃
本巣市下真桑 1415-1 地先から真正町民センター西のひ門まで760メートルの区域	〃	〃
小鹿谷 (東谷川との合流点から上流全域)	1月1日から1月31日迄	〃

(釣り専用区)
第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

(釣り専用区)
第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流270メートルまで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・毛針釣・ <u>ルアー釣</u> 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の本巣市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋まで	組合が定めて公示する日から <u>9月30日迄</u>	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口 831-3 と、本巣市神海 1648-2 地先とを結ぶ線の下流50メートルから神坂ポンプ小屋前まで	組合が定めて公示する日から <u>10月15日迄</u>	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口 831-3 と、本巣市神海 1648-2 地先とを結ぶ線の上流100メートルから	組合が定めて公示する日から <u>10月15日迄</u>	〃

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流270メートルまで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・毛針釣 <u>雑魚の餌釣</u> ・毛針釣
根尾川の本巣市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋迄	組合が定めて公示する日から <u>10月15日迄</u>	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口 831-3 と、本巣市神海 1648-2 地先とを結ぶ線の下流50メートルから神坂ポンプ小屋前まで	組合が定めて公示する日から <u>9月20日迄</u>	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口 831-3 と、本巣市神海 1648-2 地先とを結ぶ線の上流100メートルから	組合が定めて公示する日から <u>9月20日迄</u>	〃

釣り専用区において、ルアー釣及び友釣りができる区域を追加

遊漁者誘客のために、3箇所の期間を延長し、特定釣漁場の開設準備による1箇所の期間短縮

樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで		
根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流 <u>300メートル</u> までと、東谷川市場橋下流端まで	組合が定めて公示する日から <u>9月30日迄</u>	〃
根尾川の藪川橋上流端から上流高屋西堰堤まで	組合が定めて公示する日から4月30日まで	雑魚のルアー釣 フライ釣
東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで	組合が定めて公示する期間	鮎の <u>友釣</u> ・ルアー釣
東谷川の板屋堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで	〃	鮎のルアー釣・友釣・毛針釣・雑魚の餌釣・毛針釣・雑魚のルアー釣・フライ釣
西谷川の黒津堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで	〃	雑魚のルアー釣・フライ釣

第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	

樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで		
根尾川の板所吊橋から上流西谷川の淡墨橋より上流 <u>300m</u> までと、東谷川市場橋下流端まで	組合が定めて公示する日から <u>9月20日迄</u>	〃
根尾川の藪川橋上流端から上流高屋西堰堤まで	組合が定めて公示する日から4月30日まで	雑魚のルアー釣 フライ釣
東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで	組合が定めて公示する期間	鮎の _____ ルアー釣
東谷川の板屋堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで	〃	鮎のルアー釣・友釣・毛針釣・雑魚の餌釣・毛針釣・雑魚のルアー釣・フライ釣
西谷川の黒津堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで	〃	雑魚のルアー釣・フライ釣

第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	

あゆ	手釣・竿釣 もり・たくり	<u>3,000円</u>	11,000円	<u>3,000円</u>
あまご、いわな、 こい、うなぎ、ふ な、おいかわ、う ぐい、にじます(以 下「雑魚」という)	手釣・竿釣 <u>たも網</u>	<u>1,150円</u>	6,600円	<u>1,150円</u>
あゆ、雑魚共通		-	17,600円	-

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	<u>1,150円</u>	5,500円	<u>3,000円</u>
	高校生以下	無料	無料	-
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	<u>750円</u>	3,300円	<u>1,500円</u>
	高校生以下	無料	無料	-
あゆ、雑魚共通	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	-	8,800円	-
	高校生以下	無料	無料	-

第10条から第14条 略

あゆ	手釣・竿釣 もり・たくり	<u>2,200円</u>	11,000円	<u>2,000円</u>
あまご、いわな、 こい、うなぎ、ふ な、おいかわ、う ぐい、にじます(以 下「雑魚」という)	手釣・竿釣 _____	<u>1,000円</u>	6,600円	<u>1,000円</u>
あゆ、雑魚共通		-	17,600円	-

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	<u>1,100円</u>	5,500円	<u>2,000円</u>
	高校生以下	無料	無料	-
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	<u>500円</u>	3,300円	<u>1,000円</u>
	高校生以下	無料	無料	-
あゆ、雑魚共通	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)女性	-	8,800円	-
	高校生以下	無料	無料	-

第10条から第14条 略

物価上昇に
対応

物価上昇に
対応